

報告第1号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和6年12月5日処分）

令和7年1月14日提出

筑西市長 須藤 茂

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和6年12月5日

筑西市長 須 藤 茂

記

- 1 相手方 筑西市在住個人
- 2 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

- 3 損害賠償の額 金53,240円

別記

- 1 事故の種類 物損事故
- 2 事故の相手方 筑西市在住個人
- 3 事故の概要

令和6年10月29日午前10時頃、樋口地内の市有地において、除草作業中の本市会計年度任用職員が使用していた刈払機の回転刃による飛石により、当該市有地に隣接する市道を北から南に向かって走行中の相手方車両左側前方の窓ガラスを破損させた。

なお、当該事故の過失割合は、当市10割である。